

## 建築確認の厳格化

### 日事連、実務への影響調査

# 業務量増大顕著に

## 7割は「報酬確保できず」

日本建築士事務所協会 構造設計業務が2・1倍  
連合会（日事連、三栖邦博会長）は26日、昨年6月施行の改正建築基準法で厳格化された建築確認審査が会員事務所の実務に与えている影響についてアンケート結果を発表した。設計開始から審査受付までの業務量が、改正法施行前と比べ1・6～2倍に増加した事務所が38・1%、2・1倍以上になった事務所が18・6%に上った。中でも

構造設計業務が2・1倍以上増加した事務所が26・2%になるなど、構造設計業務の負担増が判明。構造技術者の多忙と業務料の高騰で構造設計業務の外注に支障が出ている実態も明らかになった。調査は、3月21日～4月15日に500の会員事務所を対象に実施。07年11月以降に新規の確認審査を終了または審査中の物件について調査し、3

85社から回答を得た。回答した事務所の67%は人員が9人以下の規模。構造設計者がいない事務所が54%、設備設計者がいない事務所が79%を占め、大半の事務所は構造と設備の設計業務を外注している。設計開始から確認審査受付までの業務量の増加状況は、意匠設計が▽1・1～5倍▽45・7%▽1・6～2倍▽31・2%▽2・1～3倍▽4・3

%▽3倍以上▽1・2%、構造設計が▽1・1～5倍▽23・3%▽1・6～2倍▽36・7%▽2・1～3倍▽19・3%▽3倍以上▽6・9%、設備設計が▽1・1～5倍▽52・2%▽1・6～2倍▽17%▽2・1～3倍▽2・2%▽3倍以上▽0・7%。構造設計を中心に業務受注している事務所（全

量が増加している一方で、業務量に見合う報酬について、「まったく確保できない」との回答が約7割を占めた。構造設計を外注している事務所（全体の64%）では、「引き受けてくれる構造事務所が見つからず困惑」（33%）、「新しい構造事務所に変えた」（27%）となり、従来の協力事務所に業務の受託を断られている実態が浮き彫りになった。断られる理由には、構造技術者の不足や、構造設計委託料の高騰、掛け持ち業務（構造計算適合性判定、耐震診断など）の増加などが挙げられた。

一方、構造設計業務を受注している事務所（全体の17%）の86%が「業務を断ったことがある」と答えた。その理由は「業務の多忙」や「報酬が折り合わない」などだった。

構造技術者の就業状況では、「満足な休み（土日・祝日）がとれない」との回答が47%に上り、

技術者の労働環境の悪化が顕著になっている。構造技術者の補充・拡充を計画しているが採用できない」との回答も53%あり、技術者不足が慢性化して当面は業務環境の改善が難しい実態も明らかになった。アンケートでは、構造

建設工業

2008. 5. 27

計算適合性判定審査の合理化・簡素化を求める声も多く上がった。日事連は、判定機関のマネジメント強化や設計図書省略制度の充実などを国土交通省や特定行政庁などに引き続き要望していく方針だ。